地域密着型特別養護老人ホーム　ふじみのさと

令和7年8月1日より適用

要介護	負担段階	日額 基本料金①	日額 日常生活継続支援加算②注１	日額 夜勤職員配置加算Ⅱイ③注３	日額 看護体制加算Ⅰイ④	日額 栄養マネジメント強化加算⑤	日額 食費	日額 居住費	月額 貴重品等管理料	月額 科学的介護推進体制加算（Ⅱ）⑥	介護職員等処遇改善加算Ⅰ⑦(31日)注2			地域区分7級地（31日）注2	31日の合計	2割負担	3割負担
1	第１段階	¥682	¥46	¥46	¥12	¥11	¥300	¥880	¥3,000	¥50	¥3,466			¥396	¥68,199		
	第２段階						¥390	¥880							¥70,989		
	第３段階①						¥650	¥1,370							¥94,239		
	第３段階②						¥1,360	¥1,370							¥116,249		
	第４段階						¥1,545	¥2,066							¥143,560	¥172,178	¥200,796
2	第１段階	¥753					¥300	¥880			¥3,774			¥431	¥70,743		
	第２段階						¥390	¥880							¥73,533		
	第３段階①						¥650	¥1,370							¥96,783		
	第３段階②						¥1,360	¥1,370							¥118,793		
	第４段階						¥1,545	¥2,066							¥146,104	¥177,266	¥208,428
3	第１段階	¥828					¥300	¥880			¥4,100			¥468	¥73,431		
	第２段階						¥390	¥880							¥76,221		
	第３段階①						¥650	¥1,370							¥99,471		
	第３段階②						¥1,360	¥1,370							¥121,481		
	第４段階						¥1,545	¥2,066							¥148,792	¥182,642	¥216,492
4	第１段階	¥901					¥300	¥880			¥4,416			¥504	¥76,046		
	第２段階						¥390	¥880							¥78,836		
	第３段階①						¥650	¥1,370							¥102,086		
	第３段階②						¥1,360	¥1,370							¥124,096		
	第４段階						¥1,545	¥2,066							¥151,407	¥187,872	¥224,338
5	第１段階	¥971					¥300	¥880			¥4,720			¥539	¥78,555		
	第２段階						¥390	¥880							¥81,345		
	第３段階①						¥650	¥1,370							¥104,595		
	第３段階②						¥1,360	¥1,370							¥126,605		
	第４段階						¥1,545	¥2,066							¥153,916	¥192,890	¥231,864

第1段階対象者：生活保護受給者、市町村民税が世帯全員が非課税であり老齢福祉年金受給者　　預貯金額が単身で1,000万円以下、夫婦で2,000万円以下の方対象。　　は、介護保険適用外

第2段階対象者：市町村民税が世帯全員が非課税であり課税年金収入等が80万円以下の方。預貯金等が単身で650万円、夫婦で1,650万円以下の方対象。

第3段階対象者①：市町村民税が世帯全員が非課税であり課税年金収入等が80万円以上120万円以下の方。預貯金等が単身で550万円、夫婦で1,550万円以下の方対象。

第3段階対象者②：市町村民税が世帯全員が非課税であり課税年金収入等が120万円超の方。預貯金等が単身で500万円、夫婦で1,500万円以下の方対象。

第4段階対象者：世帯及び本人（配偶者含む）が市町村民税を課税されている方　　※入居者が非課税であっても ①配偶者が課税されている場合 ②世帯分離されていても配偶者が課税の場合は対象外です。

※介護保険負担割合証により自己負担額は1割または2割負担、3割負担となります。

注１　日常生活継続支援加算を算定しない時には、サービス提供体制加算Ⅰ（22円／日）が算定されます。
　　日常生活継続支援加算とサービス提供体制加算Ⅰは、同時に算定する事が出来ないため、どちらか一方が算定されます。

注２　介護職員処遇改善加算Ⅰ及び地域区分７級地及び特定処遇改善加算Ⅰの金額は、利用日数等によって変わってきます。
　　介護職員処遇改善加算Ⅰ⑦は、１カ月の総額【{（①+②+③+④+⑤）×利用日数+⑥}×140/１０００】で算定されます。

　　地域区分７級地は、１カ月の総額【{（①+②+③+④+⑤）×利用日数+⑥+⑦+⑧+⑨}×14/１０００】で算定されます。

初期加算：入居された日から30日以内の期間について30円/日。30日を超える入院後、退院され施設に戻られた場合も同様に30円/日。

安全対策体制加算：外部の研修を受けた担当者が配置され、施設内に安全対策部門を設置し、組織的に安全対策を実施する体制が整備されている時に、入居時のみに20円/月。

注３　登録喀痰吸引等事業者として県へ登録した場合には、夜勤職員配置加算Ⅳイ（６１円/日）が算定されます。
　　夜勤職員配置加算Ⅱイと夜勤職員配置加算Ⅳイは、同時に算定する事が出来ないため、どちらか一方で算定されます。

※その他の加算（算定要件を満たし際は、算定させて頂きます）

看取り介護加算（Ⅰ）：施設で看取りを行った場合には、死亡日以前31～45日までは72円、4～30日までは144円、前日・前々日は680円、当日には1,280円となります。
（但し、死亡前45日を限度として死亡月に加算されます）

療養食加算：医師の発行する食事箋に基づき提供された適切な栄養量及び内容を有する療養食を提供した場合には、１回6円（３食１８円/日）

口腔衛生管理加算（Ⅰ）：個別に、月２回以上の歯科医師の指示を受けた歯科衛生士による口腔ケアを行った場合には、90円/月

＊1ヶ月の利用料は、日割りの為、月によって変動があります。

＊医療費・薬代は実費。　　＊個人で居室等で使用される電化製品利用管理料（テレビ、電気毛布、ラジオ等）１製品につき50円/日（電池使用は除く、消費電力の多い物は要相談）。

＊散髪代は、2000円/回（実施は2か月に1回）　　＊おむつ代は上記利用料に含まれております。